

総合評価落札方式における「災害協定等に基づく活動実績の有無」について
 (他機関※1と締結した災害協定に基づく活動実績について)

総合評価落札方式における「災害協定等に基づく活動実績の有無」の「他機関※1と締結した災害協定に基づく活動実績」の評価については、下記1. 1)のとおりとしているところですが、1)については、「災害協定に基づくものであるのか、提出していただいた書類だけでは確認できない」等の理由で評価(加算)されない事例が見受けられます。該当するかの判断については、下記2. のとおりですので、必要な資料を添付してください。

また、協定名、災害名、活動内容、活動実施場所(移送や輸送、パトロールの場合は起点終点)、完了日が確認できることが必要ですのでご注意ください。

記

1. 「災害協定等に基づく活動実績の有無」の他機関※1又は関東地方整備局の発注事務所以外の事務所と締結した災害協定に基づく活動実績の「評価基準」について
 - 1) 施工都県内において実施された【他機関※1】と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり。
 - 2) 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東地方整備局(各事務所)(「発注事務所」を除く)から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。
2. 上記1. 1)については、施工都県内の活動実績であること、災害協定に基づき実施された活動であることが必要ですが、「提出していただいた書類だけでは確認できない」事例が見受けられます。下記のケース毎に確認できる資料の提出をお願いします。

○ケース1 (①と②の資料)

「入札参加者」と「災害対策の発注機関」が**災害協定を直接結んでいる場合**

- ① 災害協定に基づく活動であることが確認できる資料(「災害協定の写し」+「災害協定に基づく要請があったこと、受諾したこと又は活動を行ったことが確認できる資料」等)
- ② 契約関係がわかる資料((「入札参加者」と「災害対策の発注機関」で締結した「**契約書等の写し**」(協定名、災害名、活動内容、活動実績場所、完了日の記載された資料))

※必要に応じて、上記内容を網羅した証明書等の発行を発注機関等に依頼し提出してください。

ただし、①の資料に②の事項が明示されている場合は、②は省略可。

○ケース2 (①+②+③+④の資料)

「入札参加者」と「災害対策の発注機関」が**災害協定を直接結んでいない場合**(入札参加者が所属する協会等の団体経由の場合)

- ① 「災害対策の発注機関」と「団体」の「**災害協定の写し**」

② 「〇〇協会に所属していることを証明する資料」

③ 災害協定に基づき「災害対策の発注機関」が「団体」に依頼した資料、「団体」から「入札参加者」に要請があったこと、受諾したこと又は活動を行ったことが確認できる資料。（「団体発行の活動証明書」や「災害協定に基づく要請や受諾、報告等の資料」等）

④ 契約関係がわかる資料（「入札参加者」と「災害対策の発注機関」で締結した「契約書等の写し」（協定名、災害名、活動内容、活動実施場所、完了日の記載された資料））

ただし、③の資料に④の事項が明示されている場合は、④は省略可。

※1：他機関とは、関東地方整備局本局及び関東地方整備局各事務所を除く国の機関、地方公共団体、特殊法人等※2

※2：特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条の法人

対象の例：各高速道路株式会社、独立行政法人水資源機構 等

対象外の例：鉄道会社、電気・ガス・通信会社 等

【参考】加点されない事例。（ケース2）

例1) 「〇〇県と〇〇協会の災害協定の写し」「〇〇協会に所属していることを証明する資料」「契約書」を添付

→災害協定に基づく活動か判断できない事例があります。

「災害対策の発注機関」との災害協定会社であっても、災害協定に基づく活動であることが確認できない場合は、1, 1) に該当しません。

災害協定に基づく出動要請や受諾したことがわかる資料を添付してください。

※災害復旧工事等の場合でも、一般競争入札、指名競争入札（災害協定会社を指名）等の災害協定に基づかない契約の場合は、1, 1) に該当しません。

例2) 〇〇県や〇〇協会の「災害活動証明書」だけ添付

→「災害協定の写し」の提出がない場合は、実績として認めないのでご注意ください。

→「入札参加者」と「災害対策の発注機関」が契約関係か確認できない事例があります。

契約関係にあったことがわかる資料を付けてください。ただし、発注機関から発行された災害活動証明書（協定名、災害名、活動内容、活動実施場所、完了日がすべて記載）の添付がある場合はこの限りではない。

→災害協定に基づく活動か判断できない事例があります。

災害活動証明書に協定名が記載されていない等

→千葉県発行の災害活動証明書は、内規で災害協定に基づくこととなっていることを確認していますので、証明書に協定名が記載されていなくても構いません。

例3) 協定名、災害名、活動内容、活動実施場所、完了日が確認できない。

→〇〇県内の災害活動実績であることが確認できない場合は、1, 1) に該当しません。

3. 【令和3年6月22日追加】施工地が千葉県の場合で、千葉県と締結した災害協定に基づく令和元年度房総半島台風によるブルーシート設置作業の実績について

以下の資料を必ず添付願います。添付されない場合、加点しないので注意してください。

- ・災害活動証明書（千葉県防災危機管理部危機管理課長が当該企業に発行したもの）
- ・「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」の写し
（千葉県土木事務所と千葉県建設業協会支部で締結したもの）
- ・「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づく活動従事者証明書
（千葉県建設業協会から当該企業に発行したもの）
- ・緊急作業日報等（一般社団法人 千葉県建設業協会 様式－1）
「災害等名称」「月日」「場所」が記載されていること。

4. 問合せ先

利根川下流河川事務所 品質確保課長 増田
〒287-0003
千葉県香取市佐原イ 4149
TEL 0478-52-9704、FAX 0478-52-9816